

川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年9月28日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 52 号

川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和2年川西市規則第20号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄に
あっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表第1（第4条、第5条関係） （別紙1）	別表第1（第4条、第5条関係） （別紙1）

付 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(別紙 1)

(改正前)

別表第 1 (第 4 条、第 5 条関係)

職種別基準表

会計年度任用職員の職種		号給	号給の 上限
月額で給料又は基本報酬を 定めるもの	時間額で基本報酬を定めるも の		
幼稚園用務員	事務員、手話通訳補助、子育て支援相談補助員、週休日代替校務員、学校図書館司書、学校日直代行員、出土遺物整理員、文化財施設業務員、ミルク給食業務員、学校調理員、保育所・こども園・幼稚園用務員、保育所・こども園調理員、図書館業務補助員	1	2 6
	印刷補助、アステ市民プラザ事務員、交通指導、技術補助、留守家庭児童育成クラブ支援補助員、セオリア教育相談員、学校特別支援加配、生活指導相談員、歯科健診記録員、保育補助員	6	3 1
子育て支援相談員	歯科衛生士、放射線技師、栄養士、留守家庭児童育成クラブ支援員、文化財発掘調査員、保育パート、学校特別支援加配（有資格）、幼稚園特別支援加配、学校養護教諭補助員、こども園・幼稚園養護	1 5	4 0

	教諭、生活指導相談員（有資格）、学力向上指導員、選挙事務、校内サポートルーム支援員、セオリア教育相談員（有資格）		
専門事務、図書館司書、生涯学習専門員	看護師、専門事務、専門技術	2 4	4 9
手話通訳員、交通指導員、保育士・保育教諭、幼稚園教諭（担任業務）、留守家庭児童育成クラブ副主任支援員、学校校務員	現場従事作業員、保健師・助産師、学校校務員	3 3	5 8
隣保館指導員、ネットワークコーディネーター、相談支援兼就労支援員、障害支援区分認定調査員、就労支援員、面接相談員、小学校調理師、家庭総合相談員、児童館指導員、多文化共生推進員、孤立死担当支援員	栄養士（短時間・保健センター業務）、臨床検査技師、隣保館指導員、児童館指導員	4 2	6 7
消費生活相談員、管理栄養士、歯科衛生士、市民相談支援員、介護支援専門員、隣保館相談指導員、精神保健福祉業務員、精神障害者等長期入院患者退院支援員、臨床心理士、教育相談員、利用者支援専門員、特別支援教育士、指導主事、言語聴覚士、特別支援学校	朝夕保育パート、面接相談指導補助員、庁舎管理指導補助員、JETコーディネーター、臨床心理士、指導主事、地域クラブコーディネーター、子ども・若者総合相談員	5 1	7 6

介護人、文化財資料館業務員、留守家庭児童育成クラブ主任支援員、放射線技師、子育てコーディネーター、子ども・若者総合相談員			
看護師、郷土館館長、少人数指導加配教員	学校准看護師	60	85
地域防災マネージャー、庁舎管理指導員、面接相談指導員、建築相談専門員、子どもの人権オンブズパーソン調査相談専門員、学校コンサルタント、スクールソーシャルワーカー、主任介護支援専門員、健康管理支援員、広報ディレクター、地籍調査補助員	看護師（短時間・保健センター業務）、学校看護師、スクールソーシャルワーカー（短時間）、保育所・こども園・幼稚園看護師、広報デザイナー	69	94
	保健師・助産師（短時間・保健センター業務）	78	103
	語学支援業務	87	112
徴収指導官	植木等手入れ作業員、地域福祉担当参事官	105	130
子どもの人権オンブズパーソン調査相談総括専門員		123	148
その他これらの職種に属さない会計年度任用職員であって、任命権者が特に任用する必要があると認めるもの	その他これらの職種に属さない会計年度任用職員であって、任命権者が特に任用する必要があると認めるもの	任命権者が別に定める。	任命権者が別に定める。

(別紙 1)

(改正後)

別表第 1 (第 4 条、第 5 条関係)

職種別基準表

会計年度任用職員の職種		号給	号給の 上限
月額で給料又は基本報酬を 定めるもの	時間額で基本報酬を定めるも の		
幼稚園用務員	事務員、手話通訳補助、子育て支援相談補助員、週休日代替校務員、学校図書館司書、学校日直代行員、出土遺物整理員、文化財施設業務員、ミルク給食業務員、学校調理員、保育所・こども園・幼稚園用務員、保育所・こども園調理員、図書館業務補助員	6	3 1
	印刷補助、アステ市民プラザ事務員、交通指導、技術補助、留守家庭児童育成クラブ支援補助員、セオリア教育相談員、学校特別支援加配、生活指導相談員、歯科健診記録員、保育補助員	1 1	3 6
子育て支援相談員	歯科衛生士、放射線技師、栄養士、留守家庭児童育成クラブ支援員、文化財発掘調査員、保育パート、学校特別支援加配（有資格）、幼稚園特別支援加配、学校養護教諭補助員、こども園・幼稚園養護	2 0	4 5

	教諭、生活指導相談員（有資格）、学力向上指導員、選挙事務、校内サポートルーム支援員、セオリア教育相談員（有資格）		
専門事務、図書館司書、生涯学習専門員	看護師、専門事務、専門技術	2 9	5 4
手話通訳員、交通指導員、保育士・保育教諭、幼稚園教諭（担任業務）、留守家庭児童育成クラブ副主任支援員、学校校務員	現場従事作業員、保健師・助産師、学校校務員	3 8	6 3
隣保館指導員、ネットワークコーディネーター、相談支援兼就労支援員、障害支援区分認定調査員、就労支援員、面接相談員、小学校調理師、家庭総合相談員、児童館指導員、多文化共生推進員、孤立死担当支援員	栄養士（短時間・保健センター業務）、臨床検査技師、隣保館指導員、児童館指導員	4 7	7 2
消費生活相談員、管理栄養士、歯科衛生士、市民相談支援員、介護支援専門員、隣保館相談指導員、精神保健福祉業務員、精神障害者等長期入院患者退院支援員、臨床心理士、教育相談員、利用者支援専門員、特別支援教育士、指導主事、言語聴覚士、特別支援学校	朝夕保育パート、面接相談指導補助員、庁舎管理指導補助員、JETコーディネーター、臨床心理士、指導主事、地域クラブコーディネーター、子ども・若者総合相談員	5 6	8 1

介護人、文化財資料館業務員、留守家庭児童育成クラブ主任支援員、放射線技師、子育てコーディネーター、子ども・若者総合相談員			
看護師、郷土館館長、少人数指導加配教員	学校准看護師	6 5	9 0
地域防災マネージャー、庁舎管理指導員、面接相談指導員、建築相談専門員、子どもの人権オンブズパーソン調査相談専門員、学校コンサルタント、スクールソーシャルワーカー、主任介護支援専門員、健康管理支援員、広報ディレクター、地籍調査補助員	看護師（短時間・保健センター業務）、学校看護師、スクールソーシャルワーカー（短時間）、保育所・こども園・幼稚園看護師、広報デザイナー	7 4	9 9
	保健師・助産師（短時間・保健センター業務）	8 3	1 0 8
	語学支援業務	9 2	1 1 7
徴収指導官	植木等手入れ作業員、地域福祉担当参事官	1 1 0	1 3 5
子どもの人権オンブズパーソン調査相談総括専門員		1 2 8	1 5 3
その他これらの職種に属さない会計年度任用職員であって、任命権者が特に任用する必要があると認めるもの	その他これらの職種に属さない会計年度任用職員であって、任命権者が特に任用する必要があると認めるもの	任命権者が別に定める。	任命権者が別に定める。